

若手会員によるリハビリテーション連携科学に資する研究の促進に関わる
助成事業募集案内（2024年度助成事業）

1. 目的

医療、福祉、教育、職業領域等の様々な現場でリハビリテーション連携に関わる実践が行われている。これらの実践をもとに、連携を科学的に理論化し、体系化していくことがリハビリテーション連携科学に求められている。社会的にも、地域包括ケアの推進を含んだ地域共生社会の構築を目的にした政策が強く意識されており、リハビリテーション連携科学の研究推進は重要である。

本学会においては、リハビリテーション連携科学の推進と若手会員の研究の推進の2点を目的として、研究助成事業を行うこととした。

2. 助成事業の内容

(1)助成対象

・助成対象は、研究代表者が、申請時において本学会の正会員として2年以上で、申請時の当該年度の学会年会費を納入している者であり、かつ、申請日時点で40歳以下である者または博士の学位を有してから8年以内の者とする。

(2)助成金額と採用予定件数

- ・助成額は、個人もしくは共同による研究1件につき15万円を上限とする。
- ・採用予定は、年2件までとする。

(3)助成期間

- ・2024年4月から2025年3月までの1年間とする。
- ・申請する研究期間に関しては原則1年間とする。研究を継続する場合は、新規に申請する場合と同様に改めて申請を行う。継続研究に関しては1年を限度とする。

(4)申請の受理

・申請にあたっては、所定の様式（様式1）を学会ホームページからダウンロードし、記入する。申請窓口は研究推進委員会事務局であり、申請書を、研究推進委員会事務局に提出する。申請が所定の手続きにより受理された場合、その旨、研究推進委員会事務局が申請者にメールにより連絡する。

(5)申請期限

・2024年度は1月31日（必着）とし、審査の結果については、研究推進委員会事務局から2024年3月末までに、申請者宛に通知する。

(6)助成対象項目

・物品費、旅費、人件費・謝金、その他の領収書を伴う項目である。執行のルールは、原則として、学術振興会・科学研究費助成事業に準ずることとする。

※日本学術振興会「科学研究費助成事業—科研費 研究者使用ルール（交付条件）」

（参照） <http://www.jsps.go.jp/>

(7)助成金の支払い

・申請が承認された場合、当該申請者に対しての請求書（様式 2）にて指定された口座に学会事務局より 2024 年度は 4 月中に当該助成金を振り込むこととする。

(8)研究報告

・事後の報告は、2025 年 4 月末までに、次の書類を研究推進委員会事務局に提出する。本事業の研究報告書（様式 3-1、3-2）、出費明細書（様式 4）および当該領収書の写し。なお、助成金を所属先組織等で管理するため申請者の手元に領収書が残っていない場合は、領収書の写しに代えて、当該組織の会計報告等による提出を可能とする。

3. 研究助成の決定

・選考は以下の点に留意して行われる。

- 1)研究の目的と研究助成の目的（リハビリテーション連携科学の研究推進）との整合性
- 2)研究の先駆性、独創性
- 3)研究計画の具体性と研究経費の妥当性
- 4)期待される研究成果の具体性と発展性、社会的有用性
- 5)研究の倫理的な適切性

4. 研究発表の義務

・当該助成を受けた場合は、原則として助成を認可された後 3 年以内に本学会の学術大会において発表する。

5. その他

・申請された研究とかなり異なった研究報告および出費内容となった場合、当該助成を行わない場合がある。また、前項 4 で示した研究発表ができなかった場合、任意の書式にてその理由を記載した文書を研究推進委員会事務局に提出する。当該文書の提出がなされない場合、もしくは内容に正当性がみられない場合、助成金の返却を指示する。

・本助成の支給にあたっては、他団体の研究助成と並行して申請することができる。その場合、（様式 1）の所定欄にその旨の記載をする。

6. 応募先

日本リハビリテーション連携科学学会・研究推進委員会事務局

e-mail: comprehensivereha.research@gmail.com